

## 第17回淡路市環境審議会 会議録

■日 時：令和6年11月18日（月） 14：00～15：30

■場 所：本庁1号館2階 大会議室1・2

■議 題 （1）淡路市環境基本計画（更新）について  
（2）その他

■出席者：藤原道郎会長、武田委員、山本委員、大上委員、魚住委員、保田委員、山田委員、大歳委員、鳥田委員、尾崎委員

■事務局：沖田市民生活部付部長、福條次長兼生活環境課長、中舎主幹、日高課長補佐、森課長補佐、尻主事  
アセス株式会社 待井氏、藤原氏、古賀氏

### 1. 開会

#### 【事務局】

失礼いたします。市民生活部次長の福條です。それでは、定刻となりましたので、第17回淡路市環境審議会を開催させていただきます。

会議開催にあたり本審議会会長であります、藤原様にあいさつを頂戴したいと思います。

### 2. 会長あいさつ

藤原です。よろしくお願いいたします。

今年は環境基本計画策定から10年目となり、更新時期となります。

委員の皆様には、事前に郵送されております淡路市環境基本計画（案）に基づきまして、ご審議いただければと存じます。

活発なご意見、ご質問等をいただきまして、より良い審議会となるよう努めたいと考えておりますので、皆様よろしくお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、本日の会議ですが、淡路市環境審議会規則第2条で、審議会の会議は過半数の委員の出席がなければ、開くことができないと定められております。

本日は、13名の委員中、3名の欠席でございますので、出席者過半数ということで、本会議は成立しております事をご報告申し上げます。

淡路市環境基本条例第23条第2項で、会長は会務を総理すると定められておりますので、藤原会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

## 【会長】

それでは、3の協議事項に入りたいと思います。

協議事項（1）の淡路市環境基本計画（更新）について、事務局より説明願います。

## 3. 協議事項

### 【事務局】

生活環境課の日高と申します。

説明に入らせていただく前に、本日配付の資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、本日の会議次第、審議会委員名簿、座席表でございます。

次に、第2次淡路市環境基本計画（素案）につきましては、事前に郵送にて送付させていただきました。最後に、淡路市環境基本計画（改訂版）の冊子となります。現在の計画です。

それでは、第2次淡路市環境基本計画（素案）について説明させていただきます。

まず1ページ、目次です。6章で構成しています。第5章で重点プロジェクトとして各課の取組みを掲載しています。

続いて3ページ、淡路市環境基本計画の期間は2025年度令和7年度から2034年度令和16年度の10年間とします。なお、地球温暖化対策実行計画事務事業編・区域施策編における計画期間は、2025年度から2030年度とします。進捗管理は毎年度実施し、見直し時期は社会情勢や環境問題の変化に伴い検討いたします。下に図で示しています。

続いて第2章、6ページ、人口等は直近のものに変更しています。14ページは航空機騒音の記載がありました。野島江崎と塩田で測定していましたが、数値が高くないということで、県が測定を中止したので掲載しておりません。県に確認したところ、令和7年度以降は関空の増便もあり、島内5か所で計測するとお答えいただいています。

続いて17ページ、ここで淡路市域区域施策編と3番で脱炭素先行地域を掲載しています。

19ページは市民アンケートを掲載し、市公式ラインアプリを用いて発信、回収しています。526人の回答で、今回が赤、前回は青で示しています。前回とあまり変わりはありませんでした。

20ページが100事業者のアンケート結果となります。赤が事業者、青が市民となっており、交通手段についての意識が高いという意見が出ています。

次に24ページ、施策体系で6項目を重点施策として挙げています。1 脱炭素社会の実現、ここで市全体の区域施策編、市所管施設に関連する事務事業編を記載しています。2 番目に自然共生社会の実現・生物多様性等の推進。3 番目に循環型社会の実現・資源循環の推進。4 番目に安心快適社会の実現。5 番目に地域資源を活用した地域活性化の実現。6 番目に地域力にあふれる社会の実現としています。

29 ページ、淡路市全体のCO<sub>2</sub>削減計画である区域施策編を掲載しています。2013 年が基準年度で、直近の1番新しいデータが2021年度令和3年度の数値です。淡路市は基準年度から現在でマイナス25.7%となっています。数値の出し方は環境省の温室効果ガス排出量確

報値に基づいて、市の製造品出荷額、世帯数、自動車保有台数等を按分して算出しています。

31 ページ、淡路市が脱炭素先行地域として環境省に認定され、その区域をピンク色で示してします。場所は夢舞台等となっています。脱炭素先行地域の関連で再生可能エネルギー導入促進に関するゾーニング報告書を作成し、その資料を 31 ページから 34 ページに掲載しています。市として積極的に導入を進めたいと考えている促進区域、社会環境等への配慮が必要な調整区域、法令上導入が規制されている抑制区域を掲載しております。32 ページでは災害という文字の修正、この資料は脱炭素先行地域からの引用である事の提示、図を大きく提示する等の修正をさせていただきます。

35 ページ、市全体の二酸化炭素削減率は、現状 25.7%の削減となっています。国は 46%、県は 48%を削減目標としています。本市は市民・事業者・滞在者・行政の各主体が一体となり、各部門における省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入拡大、電気事業者の取り組みによる排出係数の低減、森林吸収源対策により、更なる温室効果ガス排出量の削減を推進していく事とし、それらの削減見込量を基に、県の目標を踏まえて設定します。本市は 2013 年度比 48%を目指す計画としています。

36 ページ、市が取組む対策として、政府計画等を考慮して記載しております。表の 4-1-3 対策の内訳 (1) で産業部門、業務部門以下対策の項目と推計方法を、国の温暖化対策の削減見込量と本市の数値を用いて算出し、それが表 4-1-2 将来推計結果削減率の 48%となります。

続いて 39 ページ、先程の 6 項目の指針を掲載し、市民等の行動も掲載しています。

47 ページ、第 4 次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は公民館等、市役所の関連施設の実行計画となっています。現在 2013 年度比の削減目標に達成しておらず、0.4%増加しているという現状となっています。

49 ページの削減目標について、国の実行計画は 2013 年度比 50%削減、県は 51%削減を掲げています。本市は再生可能エネルギーの導入拡大や、省エネルギー化の徹底、廃プラスチック焼却量の削減を推進し、2050 年ゼロカーボンシティの実現を踏まえ、51%削減の目標を掲げます。現在+0.4%という状況で 2030 年度 51%削減と、かなりハードルが高いですが、この要因は、基準年以降に明石海峡の旅客船を市で購入しており、その温室効果ガス排出量が 13.9%を占めています。これがネックとなり、この 13.9%を除いた数値で計画を立てたいと思っています。表は、この旅客船が入った数値となっています。この事について藤原先生からも指摘があり、旅客船が入っていない計画表と、入っている表を比較できるように修正させていただきます。

50 ページ、51%削減に向けた削減項目を掲載しています。施設における LED 化は 100%、設置可能な施設における自家消費型太陽光パネルの設置 10%、電気自動車の導入 10%等の計画としています。それから年 1%の省エネ、脱炭素先行地域の取り組み方針を踏まえ、熱供給用ボイラーの燃料をバイオマス燃料に転換した場合の推計となっています。再生可能エネルギー項目全体として 26.3%の削減。それから廃プラスチック焼却量の減量項目において、一般廃棄物処理基本計画に記載している 26.4%削減を更に 30%削減を目標として、この項目

全体の削減率が15.0%。電気事業者別排出係数の低減項目で、国の地球温暖化計画の目標値0.250kg-CO2を勘案し、削減率が9.7%。合計削減率51%となっています。

59 ページ項目 2 つ目、自然共生社会の実現で、自然共生サイトの拡大推進、森林活動について追加記載しています。

61 ページ第3の項目、循環型社会の実現で、プラスチック使用削減の推進を追加記載。

67 ページ、安全快適社会の実現で、次世代自動車の導入等を掲載しています。

75 ページ、環境資源を活用した地域活性化の実現で、行政の指針等を掲載しています。

82 ページ最後の項目、地域力にあふれる社会の実現について記載しています。

88 ページ、重点プロジェクトで各課の取組みについて記載しています。

89 ページ、地球温暖化対策実行計画の推進で、生活環境課所管の区域施策、事務事業編を追加しています。2番目に脱炭素先行地域づくり事業計画の推進で所管は、まちづくり政策課になります。温室効果ガス排出量の削減推進（民生部門）で夢舞台地域の二酸化炭素排出量ゼロを計画しています。バイオマスボイラーの導入で、地域資源としての竹等を利用する取組みを掲載しています。

90 ページ、地産地消の推進、再生可能エネルギーの導入拡大の促進、

91 ページ、市民アンケート等注目が高かった、地域の特徴を踏まえた効率的な交通手段の導入、都市総務課所管であわ神・あわ姫バスの路線数の維持を掲載、経過確認していきたいと思えます。次に耕作放棄地対策の推進。

92 ページ、里山里海保全活動の推進・支援、効率的な収集の取組み

93 ページ、ごみ持ち帰り行動の推進、安全快適社会の実現として下水道の推進、

94 ページ、歴史・文化遺産の活用の推進、里山景観の維持

95 ページ、情報提供による市民参画の推進。これらの取組みを各年で経過を見る予定です。

第6章 99 ページ環境指標で、今までの取組みと新しい取組みの現状値を記載しています。

100 ページ、2. 目標指標で、基本目標1脱炭素社会の実現で区域施策編を追加しています。事務事業編は元々ありましたが、数値を変更しています。脱炭素先行地域づくり事業計画の推進を新たに掲載しています。

101 ページ、④あわ神・あわ姫の路線数の維持を挙げています。下の基本目標3循環型社会の実現の1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、淡路市の生活環境課資料に基づいて、家庭系ごみと、事業系ごみを分けて数値を記載しています。

102 ページは変わりありませんが、毎年度確認していきます。

変更内容は以上になります。

## 【会長】

事務局より、説明が終わりました。委員のみなさん何か質問等ありますか。

## 【委員】

いくつかありますのでご説明をお願いします。4 ページ淡路市の温室効果ガスの対象範囲は二酸化炭素だけに限って、それ以外の二酸化窒素等は対象外とすると記載されております。その上で17 ページに記載されている、淡路市域の温室効果ガス排出量というのは二酸化炭素に限っての数字になるのか、それともメタン等も入っている数字なのか。この後も県の削減目標が出てきますが、それぞれが二酸化炭素だけでなくメタン等も入っています。一見して、市民の方が確認する時にそれが入っているのかどうかちょっとわかりにくいのかなと思う。メタン等は二酸化炭素係数をかけて置換えている。いずれも t-CO<sub>2</sub> の単位になっているので市民の皆様がわかりやすいように注意書き、注釈を加えて頂く必要があるかと考えています。

続きまして、35 ページ国の目標、県の目標とありますが注釈が必要になると思います。また、同ページ「・」4 つ目電気事業者の取組みによる排出係数の低減とありますが、市の圧力によって供給事業者に低減させることができるという事なのか、こういった意味合いなのかを教えていただきたいです。

次に、61 ページ2004 年「あわじ菜の花プロジェクト推進会議」設立とありますが、ご存じの通り島民会議に変わっておりまして、その中の「あわじ菜の花プロジェクト推進部会」となっていますので、変わっている部分についても変更していただきたいと思います。島民会議自体も3市で行っている事の1つでありますので記載いただければと思います。

続きまして71 ページ(2) 良好な水環境の保全とあります。その中の5) 浄化槽の保守点検、課題として法定検査の受検率が低いということがありますので清掃、保守点検、法定検査の3つが入っているとわかる指針に変えて頂きたいと思います。

最後100 ページ目、②脱炭素先行地域づくり事業計画推進の民生部門温室効果ガスの目標値7, 129 t-CO<sub>2</sub> で脱炭素先行地域の目標値がこちらに入っているのだと思いますが、区域施策編の削減目標の数値が36 ページにあります。再生可能エネルギー導入削減目標と同数なのですが、この数値が入力されているのかどうか確認をお願いします。

## 【事務局】

まず17 ページの数値について、二酸化炭素以外の数値は入っていません。環境基本計画の区域施策編には二酸化炭素のみでメタン等は含まれておりません。見た人が含まれているかわかるように記載することについて承知いたしました。続いて事業者による取組みの排出係数の低減については、国の目標値37 ページの下、2021 年0.299 の数値が0.250 まで低減するという予測の基の記載となっております。それから61 ページの文言については、どう変えれば良いですか。

## 【委員】

推進会議自体はもうなくなっておりまして、島民会議の中に部会が入っています。

【事務局】

71 ページは法定点検が低いので、3つの記載を入れてもらったという事だと思います。

【事務局】

それから 100 ページの数値と 36 ページの数値は、たまたま同じとなっております。7,129 t-co2 は、まちづくり政策課の脱炭素先行地域計画の中での積上げた数値です。

【委員】

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画というのは各家庭・事業者含めて太陽光設置等の数値が含まれているものですか。どういった数値が積上がっているのですか。

【事務局】

脱炭素先行地域だけの数値になります。

各家庭・事業者含めて太陽光設置の数値は、37 ページ再生可能エネルギーの導入で、令和 4 年度淡路市再生可能エネルギー導入促進検討業務成果報告書の計画で 22MW目標としてありますので、その数値を見込んでいます。

【委員】

31 ページの太陽光ポテンシャル（ため池）、33 ページ特定農業用ため池、防災重点農業用ため池は重複している所はありますか。

【事務局】

まちづくり政策課に確認する必要があります。

【委員】

ため池に太陽光パネルを設置することは、ため池の環境に非常に影響を与えることになる。特に生物環境に影響を及ぼしかねないので、設置する際は、計画等しっかりしてもらう必要があると思います。環境基本計画を作成しますが、実際具体的な計画が必要になると思います。どこが何をするかはっきりしないと、環境基本計画に書いただけになる可能性が高いのではないかと思います。

【事務局】

具体的な取組みとして、各課の重点プロジェクトを進めるのと、市役所内の事務事業編、淡路市全体の区域施策編を書かせていただいております。

**【委員】**

具体的に、どうするかという所が読めませんが、要するにこうしましょうねという事しか読めてこない。どこがどれぐらいがんばってやるのか。例えば家庭ごみを減らすために何をすればどれぐらい減るといような具体的な方法を書かないといけないと思う。基本計画内ではなくても良いと思います。作らないと実現しないと思います。

**【事務局】**

ごみの削減については、重点プロジェクトの生活環境課所管で、101 ページ 1 番下、淡路市一般廃棄物処理基本計画において目標値を定めて、細かい方針は、その計画に記載されています。市としてもリサイクル率をかなり上げているので、そこで検討していただきたいです。

**【委員】**

その事を落し込んでいるという事であればそれで良いと思います。書いているだけで実現できないという事もあると思いますのでよろしくお願いします。

もう1つ自然共生サイトについて 55 ページ。行政は自然共生サイトの拡大推進、事業者は自然共生サイトの認定に向けた取組みの推進と書いてありますが、来年度から制度が変わると思いますが、この表記で良いのかどうか。来年度から活動促進法に法律が変わる。市の取組みとしても、市が中心となって活動計画を作って申請することが出来ると来年度からなる。本当に市が中心となってやれるのかという所です。今までは申請しようとする所が申請していたが、行政が中心となって活動報告を申請出来るとなっている。やる気があるのかどうか。

**【事務局】**

自然共生サイトから活動促進法、制度が変わるのは確定なのですか。

**【委員】**

来年度から変わります。自然共生サイトの名前は今まで通り使えると思いますが、制度が変わってしまう。今まではサイトの認定でしたが、今度は活動を認定するという形になる。

**【事務局】**

積極的に考えていきたいと思います。

**【会長】**

確認すると 31、33 ページには市の引用文献元を記載するという事でよろしいでしょうか。加えて 31 ページ太陽光ポテンシャル(ため池)と 33 ページ特定農業用ため池、防災重点農業用ため池が重複するかどうかは、ここで議論するものではなく、引用元の文献を確認すれば良いという事だと思います。再生可能エネルギーを増やしていくという事は大切ですが、

防災重点農業用ため池に太陽光パネルも設置するという事であれば、計画を立てながら生物多様性に配慮しつつ、調整の上で設置の必要があります。

**【委員】**

47 ページから 49 ページあたり事務事業編の目標について、途中経過を見ると目標が実現困難だと感じますが、無理とわかっている目標を定めているのか、お聞きしたいです。無理な目標を立てて、市民に悪影響を与えるのは話が違うと思いますのでどうお考えですか。

**【事務局】**

おっしゃる通り、かなり厳しい数値になっております。大きい割合を占める船の 13.9%を省いての計算とさせていただいております。加えて施設の LED 化は、蛍光灯が廃止のため確実に LED 化します。廃プラスチックの削減は、市民の皆様に分別をお願いする所です。市所管施設に太陽光を載せることに関して、国は 50%載せるという計画ですが、市は予算的に困難なため 10%とし、電気自動車についても国は 100%としていますが、10%で計上し、積上げて 51%の計画としております。

**【委員】**

実現可能な所の積上げで、何とか 51%を達成しようという事ですか。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

31 ページの 2-7 貴重な植物群落は、何が基準になっているのでしょうか。  
私が活動している松帆の所も赤にしてほしいと思います。確認よろしく申し上げます。

**【事務局】**

もう既に策定済みですので変更できるかわかりませんが、まちづくり政策課に確認します。

**【会長】**

要は引用ですね。何が基準なのかを明確にしていきたい。

**【委員】**

淡路市の第 3 次地球温暖化対策実行計画というものが作られていますが、それを改定はしていないのですか。第 3 次で太陽光パネルの記載がないと思うのですが。

【アセス株】

今回は、地球温暖化対策実行計画の第3次の改定版で、基本計画に内包している形です。

【会長】

具体の所が52ページに書いて、そこに第3次実行計画の内容は入ってこないですか。

【アセス株】

今回は、第3次実行計画を見直した第4次計画の内容のみの記載になります。

【委員】

1つ目に17ページの温室効果ガス排出量の部分別で廃棄物部門が最も多いと記載がありますが、運輸の間違いだと思いますので訂正をお願いします。それと、淡路市で環境というと1番に感じるのは、滞在者、観光客が圧倒的に影響を与えているなと思います。淡路市に来ているのが令和5年度960万人と伺いました。淡路市の人口は4万人ぐらいです。単純に1日当たり2万6千人ぐらい淡路市に来ているということになる。就業人口に当たる人数が2万2千人ぐらいで就業人口と同じぐらいの人が毎日淡路島に来ているということになりまして、資料にあるごみの廃棄量は、1日1人当たりの量もおそらく淡路市の住民人口で割っていると思います。観光客が影響を与えているという事を、この度の環境基本計画にどれだけ反映されているのかなと思いました。ごみの廃棄量についても増える事は当たり前だと思います。温室効果ガス排出量に関しても、運輸関係の排出が多いという事で観光客の影響もあると思いますが、このデータに反映できていないと思います。そういう視点のアプローチなしではいけないのではないのでしょうか。

【事務局】

藤原先生からもご指摘いただいております。観光客と共存して、自然環境を生かした行動を記載するようと言われております。観光客に対するものも検討し、今載っている所と、追加する所を検討させていただきます。

【委員】

例えばアイドリングストップとか駐車場ですっとエンジンをふかしているのをよく見かけますので、そういったステッカーを張っていただくとか、細かい所を対策としてアピールしていく事も必要だと思います。

【アセス株】

車が市内、市外で分けられない。車だけは所有で考えます。淡路市内で所有されている車から排出されているものが計算される。家庭部門は行政区域内。車とゴミのみ市民が出して

いる分のみカウントされる。市内か市外かが分けづらい所です。ご指摘いただいた誰の車が出たのかという事のデータ取りというよりは、基本計画の中に「滞在者」が主体の1つとして入っています。これは淡路市の特徴で、他の自治体では、あまり定義づけされていない主体です。市、市民、事業者、滞在者という扱いで求める取組みは記載しております。対策の検討は意義がありますが、データ取りは困難というのが正直なところです。

#### 【会長】

今言われました滞在者というのは、第1期の環境基本計画で定義していて、淡路市として質の高い滞在をしてもらおうとしています。例えば62ページ(2)廃棄物の適正処理の実施の滞在者欄に追記するだとか、その他項目、交通などについても追記できればと思います。

#### 【委員】

67、68ページ(4)近隣公害の防止と快適な住環境の形成3)空き家対策の推進とありますが、利用することばかりになっていると思うが、潰すことについてはどうか。壊れそうな空き家をどうするか。実際潰すことについて市の方で取組みはあるのか。老朽家屋を取潰した土地の管理について、市の方で条例等はあるのかどうか。2019年制定の条例には更地にする、管理する場合の事も書いているのか。

#### 【事務局】

空き家の条例とあき地の条例は別の部局の対応となります。あき地についても健全な維持管理、公衆衛生上しっかりと所有者の方に管理して頂くという条例はあります。

#### 【委員】

基本目標4安心・快適社会の実現にそういう項目も入れた方が良いのではと思います。市民の方々もそういう条例があることは知らない人も多いと思うし、実際ほったらかしになっている所も多いと思います。空き家対策の推進として利活用だけなので、潰してしまう取組みも進めてほしいという意味です。景観も悪いし、危険も及ぶ可能性があるのです。

#### 【事務局】

担当課と協議して検討させていただきます。

#### 【委員】

47ページ地球温暖化対策実行計画(事務事業編)となっていますが他はあるのか。

#### 【事務局】

淡路市所管の施設は事務事業編、淡路市全域については区域施策編の2通りがあります。

**【委員】**

実行計画というのは、市の施設だけなのですか。

**【事務局】**

（事務事業編）が市の施設で、（区域施策編）が淡路市全体、運輸部門とか家庭部門とか全体の計画になります。

**【会長】**

24 ページ基本目標 1 つ目脱炭素社会の実現の基本施策、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、（事務事業編）とあります。この度はこの両方を環境基本計画として策定することになっております。数値は最新にし、施策についても必要であれば変えるという事になります。

**【委員】**

37 ページ検討いただければと思う所ですが、再生可能エネルギーの導入、業務成果報告書 22MWの目標で、この全体の表で省エネルギー対策等では家庭部門、運輸部門、廃棄物部門それぞれ細かく記載されているが、再生可能エネルギーについては例えば家庭用のパネルの設置がどれほど見込まれるとか、事業系の話、ため池等、この表では何も読取れないです。県の温暖化対策推進計画では削減量に加えて、再生可能エネルギーの目標を明記し具体的にどのようにしていくという話がある中で、再生可能エネルギーについてもどうするのかという事を明記する必要があると思います。成果報告書を見ればそれがわかるという事だと思っております。市民の方にわかりやすいように、こういった取組みをしていきますと箇条書きで書いていただきたいと思っております。淡路市さんが契約されている電気は関西電力になりますか。

**【事務局】**

株式会社ほくだんです。

**【委員】**

了解です。目標値 0.250 というのはエネルギー基本計画の中で自然減の平均として挙げた数字となっています。関西電力がおそらく排出係数が 1 番小さい部類だと思うのですが、2030 年に関西電力が目標値に達しているか確証はありません。それよりも低い電気事業者もいればそうじゃない事業者もいて、これは結局契約次第となってしまいます。こう書くと最終的にこれにフィックスした電力会社と契約する必要があるようになるという所をご理解いただけたらと思います。最後に、淡路市さんで家庭用、事業者用太陽光発電施設の補助を施策的に再生可能エネルギーの導入の所にそういった文言を入れて頂くのもひとつの手かなと思います。現状恐らく補助していないと思いますので、そういった所を踏まえて目標を立てるのであれば書かれたらと思います。

**【事務局】**

現在、市で太陽光補助はないのですが、兵庫県下全域で太陽光補助の計画がありまして、今後不透明な所はありますが、対応していきたいと思います。

**【会長】**

太陽光パネルの寿命がきて廃棄が課題、話題となってきています。設置するだけではなくて修復していくという所の方が大きいかもしれないですね。今のうちに計画を立てておかないと大変なことになるのではと思います。推進だけでなく、適切な処置も必要になります。

55 ページ自然共生サイトの話でもありましたが、場所を認定ではなくて、活動を認定するようになります。そうすると行政の 6) 自然共生サイトの拡大推進は残しても良いが、事業者の自然共生サイト認定に向けた取組みの推進という表現ではなくなっていく。市民や滞在者については自然環境保全活動への参画ということで活動を後押しするのも良いと思います。

**【事務局】**

わかりました。

**【委員】**

実行計画を 2 つに分けているのはわかりづらいので、区域施策編、事務事業編それぞれが何かという所の説明を入れたほうが良いと思います。

**【事務局】**

わかりました。

**【会長】**

48、49 ページの所で、2030 年温室効果ガス 2013 年度比較 51%の目標で大丈夫なのですかという意見がありましたが、明石海峡航路旅客船兼自動車渡船が 2013 年時点で入っていないので、現状では減っていないような事で、今はその数値が実際ここには入っていませんが、修正した分を入れる事は出来るということによろしいでしょうか。

**【事務局】**

はい。入っていない分も記載する方向で進めます。

**【委員】**

計画は計画であって良いのですが、それを伝えていく事、学校としては、発信していくという事が大事で、現場に赴いてそれを啓発していくという事に力を入れてほしいです。

**【事務局】**

わかりました。

**【会長】**

第1期についても完成した物を、学校や図書館に送付するという事をやったと思いますが、それだけでは中々見ていただけないので、啓発をしていく必要があると思います。

**【委員】**

この前環境学習で、淡路市さんに来ていただきましたが、それは子供たちの中で印象に残るので、学校としては良いと思います。

**【委員】**

55 ページのところにはありましたが(3) 里山里海森林保全の推進の中の行政 5) 森林の健全な保全・再生、市民は参加・協力とありましたが、市民としてはどこで何をしているのか具体的な所がわからない現状にあると思います。細かい実施計画等がないと、書くだけで終わってしまう事も十分にあり得る。生物多様性地域戦略とか、地球温暖化対策等を個別に作った方がわかりやすいのではないかと、実行しやすいのではないかとと思います。

**【委員】**

里山里海とかでいろんな活動をしている団体があると思いますが、団体にボランティアで参加してもらうのか、足代だけでも補助金を出せないものかと思います。魚つき保安林等を管理していくのに活動報告を申請したら補助金が出るという事も聞いたので、活動団体にわかるように説明してほしいです。

**【事務局】**

担当課の方で事業として実施しているものもありますので、担当課で説明していけたらと思います。この項目の中で補助金どうこう記載できないので、事業実施に当たっては各部局での対応となります。そこで細かく発信できたらと思います。

**【会長】**

活動している団体をリストアップして、その情報共有が大切です。県民局の方で摩耶地区、長沢地区という所で竹灯籠を用いて地域活性化をしていました。コロナで一旦できなくなり、再開するに当たり今年度 5 箇所から代表して 1 箇所持ち回りとなりました。5 地区の代表の方々がコミュニケーションを取りながらやっていて、とても良かった。ノウハウが集約され、質の良い活動となっていた。数は減るけど、数値だけでは表せないものがある。そういった事も考慮していく必要があります。

**【会長】**

他に何かありますか。

**【委員】**

(質問なし)

**【会長】**

他にないようですので、次に協議事項(2)その他について、事務局より説明願います。

**(2) その他について**

**【事務局】**

先程、魚住委員から魚つき保安林の整備の事で、前回質問いただいた回答になるのですが、魚つき保安林については、県民局の洲本農林水産振興事務所森林課が管轄をしまして、魚つき保安林はじめ各保安林について届出の管理指導等を適切に行っている所です。また、魚つき保安林を仮に解除となると、相当ハードルが高い事からも重要性が高いと言えます。引き続き適切な指導を継続していきます。参考に淡路市域内の魚つき保安林は21ヘクタールとのことです。

**【委員】**

災害の時に保安林を大切にしていたら土石流とか災害に耐えられるのではと思いますので、保安林、魚つき保安林という所を、適切に管理していく事が大事だと思います。

**【事務局】**

わかりました。

それでは今後の予定について、本日の修正内容を基に、最終の基本計画を作成いたします。藤原先生にご一任という形で、ご確認いただき完成させ、12月～1月にパブリックコメント(意見募集)を実施したいと考えております。そのような形でよろしいでしょうか。

**【委員】**

(異議なし)

**【事務局】**

藤原先生今後ご対応よろしく申し上げます。パブリックコメントで市民の方々から意見をいただいた結果を踏まえて、最終案を2月か3月でもう一度審議会を開催し、お示しさせていただきますしたいと思います。その他については以上です。

【会長】

事務局より、説明が終わりました。委員のみなさん何か質問等ありますか。

【委員】

(質問なし)

【会長】

質問がないようですので、本日の協議事項は全て終了しました。委員の皆様方、貴重なご意見等ありがとうございました。

#### 4. 閉会

【事務局】

会長ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましても、長時間にわたりご審議いただき、大変ありがとうございました。いただきました意見を基に修正に挑みたいと思います。

では、最後に、武田職務代理より一言お願いします。

【職務代理】

委員の皆様、長時間のご審議、お疲れ様でした。

これを持ちまして今年度、2回目の審議会を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。